

大阪市 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱

制定 令和8年 10 月 23 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市(以下「市」という。)が大阪府(以下「府」という。)と共同して取り組む、大阪スーパーシティの推進にあたり、「大阪スーパーシティ企業等登録要綱」第3条に定める「大阪スーパーシティ登録企業等」(以下「企業等」という。)に対して府と共同して行う、大阪スーパーシティ規制改革サポート(以下「本事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、企業等によるスーパーシティ型国家戦略特区制度を活用した規制・制度改革の実現を促進するため、府及び市が有識者(以下「規制改革サポーター」という。)で構成する規制改革サポートチームを設置し、専門的見地から企業等に必要な支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、府及び市とする。

(支援の内容)

第4条 規制改革サポーターが行う支援は、企業等が検討するスーパーシティ型国家戦略特区制度を活用した規制・制度改革案に関する次の事項における助言等とする。ただし、支援の対象は、実装前の規制・制度改革案に限る。

- (1) 現行の規制・制度における具体的な障壁等の検討
- (2) 対象法令・制度の解釈や改正に係る詳細検討
- (3) 規制・制度改革案の検討・具体化
- (4) 規制・制度改革に係る国との折衝
- (5) その他、規制・制度改革に関する事項

(支援の条件)

第5条 市は企業等に当該事業年度(4月 1 日から翌3月 31 日まで。以下同じ)における支援の条件を様式第1-1号により通知し、企業等は、支援を受けるにあたっては、様式第2号を提出し、当該条件を遵守するものとする。

- 2 前項の通知を受けた企業等が規制改革サポーターの支援を受けなかったときは、市は翌事業年度以降において、様式第1-1号による通知を行わないものとする。
- 3 前項の場合において、企業等が支援を要するときは、支援を要する事業年度に、市に対し、支援を要する旨を申し出なければならない。

(支援の時間)

第6条 企業等が1事業年度において、支援を受けることができる時間(以下「面談可能時間」という。)は、市が府と協議の上、別途定め、様式第1-1号により当該企業等に通知する。

- 2 面談可能時間は、規制改革サポーターが企業等に対して行う面談(対面又は対面に類する通信機器を用いた面談を含む)の実施時間に基づき算出するものとする。
- 3 面談可能時間の有効期限は、様式第1-1号による通知日(様式第1-2号による通知を受けた場合は、それらの通知のうち、最も新しい通知日)の翌日を起算日として60日を経過する日又は、通知日の属する事業年度の3月31日のどちらか早い日までとする。ただし、起算日から60日以内に規制改革サポーターによる支援を受けた場合の有効期限は通知日の属する事業年度の3月31日までとする。
- 4 第1項に規定する時間を超えた場合は、本要綱に基づく支援の対象とならない。前項に規定する有効期限までに面談を実施しないことにより、面談可能時間が失効した場合も、同様とする。
- 5 企業等は、面談可能時間を超えて、同一事業年度において、規制改革サポーターの支援を要するときは、市に面談可能時間の追加について協議の申出を行うことができる。第3項に規定する有効期限までに面談を実施しないことにより、面談可能時間が失効した後に同一事業年度において、支援を要するときも同様とする。
- 6 前項の場合において、市は府と協議の上、申出に相当の理由があると認め、かつ、予算に余剰がある場合は、面談可能時間を追加することができるものとし、追加した場合は、様式第1-2号により企業等に通知し、企業等は、支援を受けるにあたっては、様式第2号を提出し、当該条件を遵守するものとする。

(支援の実施)

第7条 企業等が、規制改革サポーターの支援を要するときは、規制改革サポーターに対して、支援の依頼を行う。

- 2 企業等は、規制改革サポーターの支援を受けるにあたって、面談可能時間から既に面談を行った時間を差し引いた、残余時間を規制改革サポーターに示し、承諾を得なければならない。
- 3 企業等は、支援を受けた場合は、規制改革サポーターとの面談記録を取りまとめ、面談を行った月の翌月5日まで(閉庁日の場合は翌開庁日)に、府及び市へ様式第3号を提出しなければならない。

(規制改革サポーターの就任)

第8条 市は、府と協議の上、法制度又は行政施策・実務に高い識見を有する者、企業等の経営、規制改革、官民協働に関する高い識見を有する者、その他府市が適当と認める者のうちから、規制改革サポーターの候補者を選定し、府と共同して、様式第4号により就任の依頼を行い

様式第5号により承諾を得るものとする。

(任期)

第9条 規制改革サポーターの任期は、就任の承諾があった日からその日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(報償)

第10条 規制改革サポーターの報償は、第6条第2項に規定する面談の実施時間をもとに算出し、1時間あたり金24,200円とし、その費用を市が負担する。

2 月ごとの面談時間の合計に1時間に満たない端数が生じたときの報償は、面談時間を分単位に換算し、これに前項の報償を60で除した数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前二項の規定による報償の算定に当たっては、面談の実施前又は実施後に行う検討、資料作成その他の準備又は事後整理に要する時間は、算定の対象に含めない。

4 規制改革サポーターは、支援対象企業等との面談実績を1か月分とりまとめて、面談を行った翌月の10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに、市に対して様式第6号を提出する。

ただし、3月分の面談実績については、3月31日までに提出するものとする。

5 規制改革サポーターへの支払は、請求書類が提出された日から、30日以内に行うものとする。

(実費弁償)

第11条 市は、規制改革サポーター、企業等に対し、支援の実施に必要な旅費その他の経費を支給しない。

(災害補償)

第12条 規制改革サポーターが支援の業務中に災害を受けた場合、市は補償しない。

(秘密の保持)

第13条 規制改革サポーターは、支援の業務上、知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、規制改革サポーターを退いた後においても同様とする。

(地位濫用禁止)

第14条 規制改革サポーターは、その地位を利用して自らが属する企業やその商品の宣伝をしてはならない。

(解任)

第15条 規制改革サポーターが次のいずれかに該当することとなったときは、市は府と協議の

上、任期中にかかわらず、解任することができる。

- (1) 規制改革サポーターが在任中であって、前二条の義務に反したと認められるとき
- (2) 規制改革サポーターとして、その地位の信頼を傷つけ、又はその地位全体の不名誉となるような行為をしたとき
- (3) 心身の故障のため、規制改革サポーターとしての業務ができないと市が認めるとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規制改革サポーターがその適格性を欠くと市が認めるとき

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、大阪府知事及び大阪市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年 10 月 23 日から施行する。

様式第1-1号(第5条、第6条関係)

特区第 号
大デ統第 号
年 月 日

(企業等名)
様

大阪府スマートシティ戦略部 特区推進課長
大阪市デジタル統括室 スマートシティ推進担当課長

「大阪府 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱」及び
「大阪市 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱」における支援の実施について

標題について、〈企業等名〉が 年度に規制改革サポーターから受けることができる支援
について、次のとおり通知します。

記

1. 面談可能時間 時間

2. 支援の実施条件

- (1) 支援の内容は、大阪府 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱第4条及び、大阪市 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱第4条のとおりとする。
- (2) 支援が必要なときは、その都度、〈企業等名〉から規制改革サポーターに対して、直接依頼を行うこと。
- (3) 依頼にあたっては、規制改革サポーターに事前に面談可能時間の残余時間を示し、承諾を得たうえで、残余時間の範囲内で支援を受けること。
- (4) 規制改革サポーターによる支援を受けた場合は、様式第3号を、面談を行った月ごとに取りまとめて、翌月の5日までに大阪府・大阪市に提出すること(閉庁日の場合は翌開庁日)。
- (5) 規制改革サポーターの報償金は、規制改革サポーターが企業等に対して行った面談時間をもとに算出し、面談の実施前又は実施後に行う検討、その他の支援に要する準備時間は、面談可能時間には算入せず、報償金算定の対象としないため留意すること。
- (6) 面談可能時間の有効期限は、本書の通知日の翌日を起算日として60日を経過する日又は、通知日の属する事業年度の3月31日のどちらか早い日までとする。ただし、起算日から60日以内に規制改革サポーターによる支援を受けた場合の有効期限は通知日の属する事業年度の3月31日までとする。
- (7) 面談可能時間を超えて規制改革サポーターの支援を受けた場合は、その超過分については支援対象外とする。2(6)により有効期限までに面談を実施しないことで面談可能時間が失効した後に支援を受けた場合についても、同様に支援対象外とする。
- (8) 面談可能時間を超えて、同一事業年度において、支援を要する場合は、面談可能時間

の追加について、事前に大阪府・大阪市と協議すること。2(6)により有効期限までに面談を実施しないことで面談可能時間が失効した後に、同一事業年度において支援を要する場合も同様とする。

- (9) 面談可能時間を超えて支援を受ける場合等、本要綱に基づく支援の対象外となる支援を受ける場合は、費用負担を含む実施条件について、企業等と規制改革サポーターとの間であらかじめ確認すること。
- (10) 通知日の属する事業年度において利用実績がなかった場合であって、翌事業年度以降に企業等が支援を要するときは、支援を要する事業年度に、大阪府・大阪市に対し、支援を要する旨を申し出なければならない。

3. その他条件等

()

【問い合わせ先】

様式第1-2号(第6条関係)

特区第 号
大デ統第 号
年 月 日

(企業等名)
様

大阪府スマートシティ戦略部 特区推進課長
大阪市デジタル統括室 スマートシティ推進担当課長

「大阪府 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱」及び「大阪市 大阪スーパーシティ
規制改革サポート実施要綱」における支援の実施について（追加○回目）

標題について、〈企業等名〉が 年度に規制改革サポーターから受けることができる支援
について、次のとおり通知します。

記

1. 追加面談可能時間 時間

2. 支援の実施条件

- (1) 支援の内容は、大阪府 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱第4条及び、大阪市 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱第4条のとおりとする。
- (2) 支援が必要なときは、その都度、〈企業等名〉から規制改革サポーターに対して、直接依頼を行うこと。
- (3) 依頼にあたっては、規制改革サポーターに事前に面談可能時間の残余時間を示し、承諾を得たうえで、残余時間の範囲内で支援を受けること。
- (4) 規制改革サポーターによる支援を受けた場合は、様式第3号を、面談を行った月ごとに取りまとめて、翌月の5日までに大阪府・大阪市に提出すること(閉庁日の場合は翌開庁日)。
- (5) 規制改革サポーターの報償金は、規制改革サポーターが企業等に対して行った面談時間をもとに算出し、面談の実施前又は実施後に行う検討、その他の支援に要する準備時間は、面談可能時間には算入せず、報償金算定の対象とならないため留意すること。
- (6) 面談可能時間の有効期限は、本書の通知日の翌日を起算日として60日を経過する日又は、通知日の属する事業年度の3月31日のどちらか早い日までとする。ただし、起算日から60日以内に規制改革サポーターによる支援を受けた場合の有効期限は通知日の属する事業年度の3月31日までとする。
- (7) 面談可能時間を超えて規制改革サポーターの支援を受けた場合は、その超過分については支援対象外とする。2(6)により有効期限までに面談を実施しないことで面談可能時間が失効した後に支援を受けた場合についても、同様に支援対象外とする。
- (8) 面談可能時間を超えて、同一事業年度において、支援を要する場合は、面談可能時間

の追加について、事前に大阪府・大阪市と協議すること。2(6)により有効期限までに面談を実施しないことで面談可能時間が失効した後に、同一事業年度において支援を要する場合も同様とする。

- (9) 面談可能時間を超えて支援を受ける場合等、本要綱に基づく支援の対象外となる支援を受ける場合は、費用負担を含む実施条件について、企業等と規制改革サポーターとの間であらかじめ確認すること。
- (10) 通知日の属する事業年度において利用実績がなかった場合であって、翌事業年度以降に企業等が支援を要するときは、支援を要する事業年度に、大阪府・大阪市に対し、支援を要する旨を申し出なければならない。

3. その他条件等

()

【問い合わせ先】

支援の実施条件等に関する遵守誓約書

大阪府スマートシティ戦略部 特区推進課長

大阪市デジタル統括室 スマートシティ推進担当課長

年 月 日付け、特区第 号、大デ統第 号にて通知のあった、面談可能時間及び支援の実施条件について、遵守することを誓約します。

年 月 日

商号又は名称

代表者職・氏名

大阪スーパーシティ規制改革サポーターからの支援状況(報告)

企業等名 _____

代表者職・氏名 _____

規制・制度改革事項	
日時	年 月 日() 時 分 ~ 時 分 (面談残余時間: 時間 分※面談実施後の残り時間)
場所等	
出席者	(規制改革サポーター) (企業等)
論点	
主な助言・支援内容等	
今後の方向性	
備考	

※面談を行った月ごとに取りまとめて、翌月の5日までに大阪府・大阪市に提出すること

※1回の面談ごとに、報告書を1枚作成すること

様式第4号(第8条関係)

特区第 号
大デ統第 号
年 月 日

様

大阪府知事
大阪市長
(大阪市デジタル統括室長)

大阪スーパーシティ規制改革サポーターへの就任について(依頼)

「大阪府 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱」第8条及び「大阪市 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱」第8条の規定に基づき、規制改革サポーターへの就任を依頼します。なお、本事業の内容、任期、報償その他規制改革サポーターとしての活動に関する条件については、要綱に定めたとおりです。

【問い合わせ先】

大阪府知事 様
大阪市長 様
（大阪市デジタル統括室長 様）

大阪スーパーシティ規制改革サポーター就任承諾書

私は、「大阪府 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱」及び「大阪市 大阪スーパーシティ規制改革サポート実施要綱」の内容を確認し、要綱に定める条件を了承の上、大阪スーパーシティ規制改革サポーターへの就任について承諾します。

年 月 日

氏名

年度 規制改革サポート実施実績

サポーター氏名

実施年月

NO	相談日	相談者(企業)	面談時間	
1	()		～	0分
2	()		～	0分
3	()		～	0分
4	()		～	0分
5	()		～	0分
6	()		～	0分
7	()		～	0分
8	()		～	0分
※ 報酬は60分あたり24,200円 ※ 面談時間は相談者と相互に確認の上記載してください。 ※ 面談を行った月の翌月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに大阪市に提出してください。 ※ のセルは入力不要です。			合計	0分
			報酬	¥0